平成２５年（フ）第１１２号
佐賀県神埼市千代田町境原800番地
債務者　木原　和幸
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８５号
佐賀県武雄市山内町大字宮野26265番地市営久保田住宅414号
債務者　森　　勝博
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第８６号
佐賀県武雄市山内町大字宮野26265番地市営久保田住宅414号
債務者　森　　徳子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第２３１号
大分市長浜町１丁目11番３号　皐月マンション第三大分1005
債務者　安部　政子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１８４号
沖縄県宜野湾市大山４丁目７番６号　石川ハイツ３－Ａ
債務者　識名　玲子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３５号
岩手県花巻市桜台１丁目25番11号、前住所岩手県北上市若宮町２丁目10番５号　サン・シティM105号
債務者　澁谷　年春
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第４０号
岩手県北上市九年橋３丁目９番16号　、前住所岩手県紫波郡紫波町二日町字北七久保91番地77　パルク・フィオーレＢ203
債務者　上屋敷　和
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第１５号
秋田県にかほ市象潟町字大門先５番地５　１号
債務者　村上喜代信
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第２１号
山形県最上郡真室川町大字新町772番地12
債務者　田鎖　廣子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第７１号
茨城県取手市白山６丁目７番38号、前住所茨城県取手市寺田5237番地19
債務者　吉田　健一
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
茨城県取手市青柳456番地
債務者　相澤　幸友
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第７４号
茨城県牛久市上柏田２丁目15番地21
債務者　篠原　美樹
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第７６号
茨城県稲敷市沼田2721番地17
債務者　片桐なをみ
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第９号
群馬県桐生市堤町３丁目17番30号　モンパレス桐生第４Ａ－201、住民票上の住所群馬県桐生市宮前町１丁目４番24号
債務者　塚田　誠二
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第６１号
群馬県桐生市境野町７丁目1731－９　住宅型有料老人ホームこもれ陽の里、住民票上の住所群馬県桐生市小曾根町８番17号
債務者　萩野谷柾子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第７９号
富山県中新川郡立山町浦田1726番地
債務者　寺本美和子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５号
長野県飯田市羽場赤坂2062番地６　スカイハイツ赤坂Ｂ112号
債務者　佐々木　毅
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
長野地方裁判所飯田支部